

設 立 趣 旨 書

令和7年2月25日

特定非営利活動法人茨城県北地域中学生バレーボールリーグ

設立代表者 住所又は居所 茨城県日立市十王町1828番地12

氏名 緑川正明

1 趣 旨

一層の少子化が進み、特に県北地域の北茨城市、高萩市、日立市、常陸太田市の減少は顕著である。中学校では生徒数の減少、学級数の減少、教員の削減により、学校部活動の維持も困難になってきた。また、教員の労働基準法違反の勤務状態を改革する観点からも学校部活動の維持は困難になった。

これらの社会的状況からスポーツ庁は、学校部活動の地域移行を令和2年9月に公表し、令和8年度から公立中学校の休日部活動を廃止する方針を示して地域移行への実証事業を令和5年度から開始した。

しかし、これまで何十年も学校という組織の人、物、金、情報によって実施されてきた学校部活動を社会体育活動として地域で行うには、これらの負担を地域に移行するという大きな課題を顕在化させた。

事務所所在地の総合型地域スポーツクラブが、令和5、6年度に同庁の実証事業を受託し、学校部活動全ての部活動への対応を整えているが、令和7年度が同庁の移行準備期間の最終年度となり、中学生の学校部活動に代わる活動の場とその成果発表の場の準備、教員の働き方改革実現を早急に行う必要に迫られている。

取り分け運動部活動は、令和8年度以降、休日の試合、大会参加ができなくなる。このことへの対応として地域クラブ設立と並行して個人でも試合や大会に参加できるような体制をスポーツ種目ごとに構築する必要がある。

移行可能な部活動や種目から繰り上げて実施することも示されており、新型コロナ流行下で身体運動量が少ない小学生期間を過ごしてきた中学生が、学校部活動も廃止される中で、チームスポーツの中でも周囲への優しさを求められるバレーボール種目は絶滅危惧スポーツの域に入っている。

そこで、バレーボールの実施人数もチーム数も減少している現状を改善するため、茨城県の県北地域全体の人的資源を結集し、中学生の活動の場と試合の場を確保することは、バレーボール文化の存続と地域の連携を再構築することに資すると考える。

その活動を行うには、現在のNPO法人の一事業としてではなく、幅広い世代がかかわった独立した法人の方が事業展開しやすくなると思われる。また、契約締結などには、法人化が必要である。

当団体は、営利を目的としていないことから、特定非営利活動法人が適正と考え設立することとした。

その活動を広く住民に支えられながら、継続的に運営していくためにNPO法人を設立するものである。

2 申請に至るまでの経緯

平成30年12月18日 茨城県小学生バレーボール連盟県北支部緊急会議で新しい公共の創設提起

令和 5年 4月 1日 日立市学校部活動地域移行協力

令和 7年 3月15日 創設説明会開催

令和 7年 3月29日 特定非営利活動法人設立総会開催

設 立 趣 旨 書

令和7年2月25日

特定非営利活動法人茨城県北地域中学生バレーボールリーグ

設立代表者 住所又は居所 茨城県日立市十王町1828番地12

氏名 緑川正明

1 趣 旨

一層の少子化が進み、特に県北地域の北茨城市、高萩市、日立市、常陸太田市の減少は顕著である。中学校では生徒数の減少、学級数の減少、教員の削減により、学校部活動の維持も困難になってきた。また、教員の労働基準法違反の勤務状態を改革する観点からも学校部活動の維持は困難になった。

これらの社会的状況からスポーツ庁は、学校部活動の地域移行を令和2年9月に公表し、令和8年度から公立中学校の休日部活動を廃止する方針を示して地域移行への実証事業を令和5年度から開始した。

しかし、これまで何十年も学校という組織の人、物、金、情報によって実施されてきた学校部活動を社会体育活動として地域で行うには、これらの負担を地域に移行するという大きな課題を顕在化させた。

事務所所在地の総合型地域スポーツクラブが、令和5、6年度に同庁の実証事業を受託し、学校部活動全ての部活動への対応を整えているが、令和7年度が同庁の移行準備期間の最終年度となり、中学生の学校部活動に代わる活動の場とその成果発表の場の準備、教員の働き方改革実現を早急に行う必要に迫られている。

取り分け運動部活動は、令和8年度以降、休日の試合、大会参加ができなくなる。このことへの対応として地域クラブ設立と並行して個人でも試合や大会に参加できるような体制をスポーツ種目ごとに構築する必要がある。

移行可能な部活動や種目から繰り上げて実施することも示されており、新型コロナ流行下で身体運動量が少ない小学生期間を過ごしてきた中学生が、学校部活動も廃止される中で、チームスポーツの中でも周囲への優しさを求められるバレーボール種目は絶滅危惧スポーツの域に入っている。

そこで、バレーボールの実施人数もチーム数も減少している現状を改善するため、茨城県の県北地域全体の人的資源を結集し、中学生の活動の場と試合の場を確保することは、バレーボール文化の存続と地域の連携を再構築することに資すると考える。

その活動を行うには、現在のNPO法人の一事業としてではなく、幅広い世代がかかわった独立した法人の方が事業展開しやすくなると思われる。また、契約締結などには、法人化が必要である。

当団体は、営利を目的としていないことから、特定非営利活動法人が適正と考え設立することとした。

その活動を広く住民に支えられながら、継続的に運営していくためにNPO法人を設立するものである。

2 申請に至るまでの経緯

平成30年12月18日 茨城県小学生バレーボール連盟県北支部緊急会議で新しい公共の創設提起

令和 5年 4月 1日 日立市学校部活動地域移行協力

令和 7年 3月15日 創設説明会開催

令和 7年 3月29日 特定非営利活動法人設立総会開催

特定非営利活動法人茨城県北地域中学生バレーボールリーグ 設立総会議事録

- 1 日 時 令和7年3月29日(日) 18時00分から18時40分まで
- 2 場 所 茨城県日立市十王町友部600番地 十王中学校体育館ミーティングルーム
- 3 出席者数 9名
- 4 出席者氏名 緑川正明、根本佳則、斎藤二美、斎藤一美、沼田鈴乃、江田秀一、鈴木樹里、鈴木 光、折本誠一
表決委任者 0名
- 5 審議事項と審議結果
 - (1) 第一号議案 議長選任の件
司会の折本誠一氏より発起人の緑川正明氏を議長に指名され、異議なく承認された。
 - (2) 第二号議案 特定非営利活動法人茨城県北地域中学生バレーボールリーグ設立趣旨に関する件
発起人より設立趣旨が説明され、表記上の変更は設立代表者に一任する旨承認された。
 - (3) 第三号議案 定款に関する件
誤記訂正後、原案通り異議なく承認された。
 - (4) 第四号議案 設立当初の会計財産目録に関する件
原案通り異議なく承認された。
 - (5) 第五号議案 設立当初年度並びに翌年度の事業計画に関する件
誤記訂正後、原案通り異議なく承認された。
 - (6) 第六号議案 設立当初年度並びに翌年度の活動予算に関する件
原案通り異議なく承認された。
 - (7) 第七号議案 設立当初の役員に関する件
出席者9名を理事7名、監事2名とすることを承認された。
 - (8) 第八号議案 法人格取得要件の確認書に関する件
取得要件を確認し、違反がないことを全員で確認した。
 - (9) 第九号議案 法人設立認証申請に関する件
原案通り異議なく承認された。
 - ② 設立代表者(申請者)を理事長とする。
 - ② 役員就任承諾・宣誓書及び住民票の提出期限を4月6日までとする。
 - ③ 報酬を受ける役員は無しとする。
 - ④ 申請書類の軽微な事項の修正については設立代表者に一任する。
 - (10) 第十号議案 議事録署名人選任に関する件
議長より本日の議事をまとめるに当たり、議事録署名人三名を選任することを諮り、根本佳則氏、鈴木樹里氏、折本誠一氏を選任することを全員異議なく承認した。

以上、この議事録が正確であることを証するため、議長及び議事録署名人は、次に署名押印します。

令和7年3月29日

議

長

緑川正明



議事録署名人

根本佳則



同

鈴木樹里



同

折本誠一



上記は、設立総会議事録の謄本であることを証明します。

特定非営利活動法人茨城県北地域中学生バレーボールリーグ

設立申請者 住所 茨城県日立市十王町山部1828番地1

氏名 緑川 正明

